

## 土地区画整理法第76条1項の許可申請にかかる提出書類一覧 (保留地の場合)

No.	書類名	枚数	備考
1	「県中都市計画事業〇〇〇区画整理事業 施行地内建築行為等の許可申請書」	2通 ※県に原本1通、 町に写し1通	
2	委任状	2通 ※県に原本1通、 町に写し1通	任意様式。必要に応じて(申請に関して、建築主が行為を委任する場合のみ)。
3	位置図、案内図	2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	位置が明確にわかるもの。住宅地図の写し可。
4	地積測量図	2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	敷地求積図ほか
5	建築物等の詳細図	2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	基礎伏図、配置図、構造図(各階平面図、二面以上の立面図・断面図)ほか
6	保留地証明書	2通 ※県に原本1通、 町に写し1通	原本。町都市建設課にて交付(1通250円)。 ※地区計画の行為届出等でも原本を要するため、原本2部～必要枚数の取得をお勧めします。
7	その他(必要に応じて)		

※ 登記簿謄本・公図、仮換地証明書については、保留地の場合は作成不可のため、添付不要。

※ このほか、県中建設事務所が審査に必要とする書類の追加提出を求める場合があります。

※ 上記2～6の書類は、主に建築確認申請書類に準ずる書類となっていますので、建築物等の適合性が判断できるような記載内容の書類を用意してください。  
町控え分はコピーでも可能です(県進達分は原本のみ)。

※ 申請者控え分が必要な場合は、上記の枚数にさらにもう1通を追加して提出してください。

※ 申請書の欄外に申請者の捺印、また、すべての図面に、作成者(有資格者)の印鑑を押印してください。